

## J R 東日本発電取水総合対策市民協議会規約改正（案） 新旧対象表

新	旧
(組織) 第 4 条 協議会は、次の団体の長をもって構成する。 (4) <u>魚沼</u> 農業協同組合	(組織) 第 4 条 協議会は、次の団体の長をもって構成する。 (4) <u>十日町</u> 農業協同組合

## J R 東日本発電取水総合対策市民協議会規約（改正案）

## (名称)

第 1 条 本会は、J R 東日本発電取水総合対策市民協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 協議会は、J R 東日本への要望及び回答に対する取り組み状況等を確認し、将来にわたり信濃川と調和し、十日町市民と J R 東日本が共生できるよう、総合的な対策等を推進することを目的とする。

## (取組内容)

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的達成のため、次のことを行う。

- (1) J R 東日本の共生に向けた取り組み等の進捗状況の確認及び検証
- (2) 河川環境と調和し、共生していくための総合的対策等の推進
- (3) 関係諸団体の相互連絡、提携及び意見集約
- (4) その他目的達成に必要と認められる事項

## (組織)

第 4 条 協議会は、次の団体の長をもって構成する。

- (1) 十日町市
- (2) 十日町市議会
- (3) 十日町商工会議所
- (4) 魚沼農業協同組合
- (5) 十日町土地改良区
- (6) 川西土地改良区
- (7) 中里土地改良区
- (8) 中魚沼漁業協同組合
- (9) 十日町青年会議所
- (10) 信濃川をよみがえらせる会

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、関係団体のうちから互選する。ただし、副会長は必要があるとき置くことができる。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を行うため、事務局をおく。

2 事務局は、十日町市建設部建設課におく。

(その他)

第9条 その他協議会の運営に関する事項は、会議で決定する。ただし、会議を招集する暇がない時及び軽微な事項は、書面による会議により決定するものとする。

附 則

この規約は、平成22年8月1日から施行する。

この規約は、平成25年6月6日から施行する。

この規約は、令和6年3月18日から施行する。